ただし、平成28年４月１日から令和８年３月31日までの間（平成31年４月１日から令和８年３月31日までの間は事業用ＥＴＣ2.0車に限る。）について、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
５千円を超え、１万円までの部分	20パーセント
１万円を超え、３万円までの部分	30パーセント
３万円を超える部分	40パーセント

ハ）伊勢湾岸道路

コーポレート契約に基づく利用者の自動車１台毎の月間利用額に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
５千円を超え、２万円までの部分	6.9パーセント
２万円を超える部分	13.8パーセント

ただし、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの経路に、名古屋高速道路公社が管理する名古屋市道高速分岐２号、名古屋市道高速分岐３号、名古屋市道高速２号（東片端ジャンクションから鶴舞南ジャンクションまでの間）、愛知県道高速名古屋新宝線（山王ジャンクションから名駅入口までの間）又は愛知県道高速名古屋朝日線（明道町ジャンクションから名駅入口までの間）が介在しない場合は、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
５千円を超え、２万円までの部分	11.9パーセント
２万円を超える部分	18.8パーセント

(ﾛ)　契約単位割引

イ）高速国道

コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（２会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額（２会社が管理する高速自動車国道の自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。）が３万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

ロ）新湘南バイパス及び首都圏中央連絡自動車道

コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（京葉道路等の月間利用額と合算して計算する。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額（京葉道路等の１台毎の月間利用額と合算して計算する。）が３万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、５パーセントの割引を行う。

③　深夜割引

イ　割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間に、高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率等

割引率は30パーセントとし、高速国道及び別添６に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、区間料金制区間又は別添６に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。

④　平日朝夕割引（マイレージ登録）

イ　割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添６のうちＡ、Ｄ若しくはＦ（新湘南バイパスの各インターチェンジ相互間を通行する場合を除く。以下④において同じ。）に掲げる高速道路を通行（大都市近郊区間のみの通行又は東京外環自動車道の通行を除く。）し、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）第３条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前６時から午前９時までの間又は平日の午後５時から午後８時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（２会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、愛知県道高速名古屋小牧線若しくは愛知県道高速清須一宮線（ただし、名古屋高速道路公社が管理する他の道路を含み、かつ、⑧に定める割引が適用されない場合を除く。）、区間料金制区間、西湘バイパス、東富士五湖道路又は小田原厚木道路を含む場合。
第一東海自動車道と東富士五湖道路を、第一東海自動車道の御殿場インターチェンジと東富士五湖道路の須走インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
東海北陸自動車道と一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））（以下「安房峠道路」という。）を、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジを経由し連続して通行する場合（安房峠道路に平日朝夕割引が適用される場合に限る。）。
中央自動車道長野線と安房峠道路を、中央自動車道長野線の松本インターチェンジを経由し連続して通行する場合（安房峠道路に平日朝夕割引が適用される場合に限る。）。